

## ●消費者被害防止サポーターを対象としたフォローアップ研修・交流会を実施しました。

消費者被害防止サポーターによる啓発活動のためのスキルアップや、行政と連携した活動の広がりを中心に、2019年度地区別フォローアップ研修、交流会を実施しました。今年度は「キャッシュレス社会の広がり電子マネー決済の注意点を学ぶ」をテーマに7会場で研修を実施し、209人が参加しました。

参加したサポーターからは、「決済が便利になることは悪質業者にとっても匿名性などで便利になることがわかった」「カード決済の明細を点検すべきだと思った」「家族に伝えたい」などの感想が寄せられました。

また、市・町の消費者行政を担当する職員の皆さんが7会場で15人参加され、啓発活動の取り組みや計画について報告していただきました。

交流会ではサポーター同士の交流に自治体の職員も加わり、具体的な啓発活動の内容などについて話し合い、寸劇で啓発活動をやってみることが決まったグループもありました。



## ●第1回全体研修会、交流会を実施しました。

8月1日 With You さいたま会場にて、第1回全体研修会、交流会を実施し、68人が参加しました。研修では松苗弘幸 弁護士を講師に「そもそも契約とは～トラブルを防ぐには最初が肝心～」をテーマとして、契約に関する法的解釈、どのような行為が契約に該当するのかなどについて、質問やクイズも取り入れた資料でわかりやすく講義されました。

また、消費者契約法の制定によって民法で規定された事業者と消費者の情報量や交渉力の格差が是正されたこと、契約の無効や取消しとなる事例、成年年齢引き下げに伴う契約の注意点などが具体的に説明され、参加されたサポーターからは「契約する時の重要性を再確認した」「契約の前に書面をよく見なければならぬ事や良く考えてから契約しなければと思った」などの感想が寄せられました。

交流会では、消費者被害をわかりやすく伝えるために、グループワーク「消費者被害防止カルタをつくろう」を実施し、グループごとに消費者被害の手口や注意すべきポイントなどを話し合い、11グループで24の啓発カルタが完成し、各グループから発表されました。

